

提 供 日 2025/10/28

タイトル 産業廃棄物処理業許可の取消し

担 当 くらし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課

連絡先 産業廃棄物班 054-221-2423



産業廃棄物処理業者に対し産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行いました。

1 処分を受けた者

所在地 静岡県富士宮市野中 1250 番地の 23

名 称 東海エンジニアリング株式会社

2 処分内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）

第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に基づき、産業廃棄物収集運搬業許可を取り消す。

3 処分年月日

令和 7 年 10 月 23 日

4 処分理由

東海エンジニアリング株式会社は、令和 7 年 9 月 19 日静岡地方裁判所富士支部において破産手続開始の決定を受けた。

これにより、同社は、法第 14 条第 5 項第 2 号イに規定する欠格要件に該当するに至ったため。

参加者募集告知

・

催事等の当日取材

・

実施事業等の紹介

・

調査結果等の公表